

I C T活用工事（地盤改良工）試行要領

令和8年9月1日

大阪府都市整備部

1. I C T活用工事

1-1 概要

本要領は、大阪府都市整備部（住宅建築局を除く。）が発注する工事において、「I C T活用工事（地盤改良工）」を実施するため、必要な事項を定めたものである。

1-2 I C T施工技術の具体的内容

I C T施工技術の具体的内容については、以下①～⑤によるものとし、関連要領等については、最新のものを適用するものとする。

※関連要領等（国土交通省のホームページ「要領関係等（I C Tの全面的な活用）」）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

① 3次元起工測量

工事着手前の現場の状況を確認するとともに、設計データの作成に必要な起工測量を実施するものとし、面的な計測により効率的な確認ができる場合には以下1)～4)から選択（複数選択可）して測量を行うものとする。

ただし、管理断面及び変化点の計測による測量により効率的な確認ができる場合等においては、以下5)～7)の管理断面及び変化点の計測による測量が選択できるものとし、I C T活用工事とする。

また、地盤改良の関連施工としてI C T土工が行われる場合、その起工測量データ及び施工用データを活用することができるものとし、I C T活用工事とする。

- 1) 空中写真測量（無人航空機）を用いた起工測量
- 2) 地上型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 3) 無人航空機搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 4) 地上移動体搭載型レーザースキャナーを用いた起工測量
- 5) T S等光波方式を用いた起工測量
- 6) T S（ノンプリズム方式）を用いた起工測量
- 7) R T K－G N S Sを用いた起工測量

② 3次元設計データ作成

1-2①で計測した測量データ等と、発注者が貸与する発注図データを用いて、3次元出来形管理を行うための3次元設計データを作成する。

なお、I C T地盤改良工の3次元設計データとは、「施工履歴データを用いた出来形管理要領（表層安定処理等・中層地盤改良工事編）（固結工（スラリー攪拌工）編）」で定義する地盤改良設計データのことを言う。

③ ICT建設機械による施工

1-2②で作成した3次元設計データを用い、以下1)2)に示すICT建設機械を作業に応じて選択して施工を実施する。位置・標高をリアルタイムに取得するに当たっては、国土地理院の電子基準点のほか、国土地理院に登録された民間等電子基準点を活用することができる。

なお、位置情報サービス事業者が提供する位置情報サービスの利用においては、当該サービスが国家座標に準拠し、かつ、作業規程の準則（令和7年3月31日 国土交通省告示第240号）付録1 測量機器検定基準2-6の性能における検定基準を満たすこと。

1) 3次元MG機能を持つ地盤改良機

2) 3次元MCまたは3次元MG建設機械

※MC：「マシンコントロール」の略称、MG：「マシンガイダンス」の略称

建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分に基づき建設機械の作業装置を自動制御する3次元マシンコントロール技術または、建設機械の作業装置の位置・標高をリアルタイムに取得し、施工用データとの差分を表示し、建設機械の作業装置を誘導する3次元マシンガイダンス技術を用いて、地盤改良を実施する。

④ 3次元出来形管理等の施工管理

1-2③による工事の施工管理において、以下に示す方法により、出来形管理を実施する。

また、受注者は地盤改良の出来形管理について施工履歴データにより行うこととするが、改良土の盛立など履歴データによる管理が非効率となる部分について監督職員との協議の上、従来手法による出来形管理を行っても良いものとする。

(1) 出来形管理

以下1)を用いて、出来形管理を行うものとする。

1) 施工履歴データを用いた出来形管理

⑤ 3次元データの納品

1-2①②④により実施した3次元データを完成図書として電子納品する。

3次元データの納品形式は、国土交通省が定めている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」によるものとする。

1-3 ICT活用工事の対象工事

ICT活用工事の対象工事（発注時の工事種別）は「土木一般工事」を原則とし、以下(1)～(2)に該当する工事とする。

ただし、土木工事施工管理基準（出来形管理基準及び規格値）を適用しない工事は適用対象外とする。

(1) 対象工種

ICT活用工事の対象は、工事工種体系ツリーにおける下記の工種とする。

1) 地盤改良工

- ・路床安定処理工
- ・表層安定処理工
- ・固結工（中層混合処理）
- ・固結工（スラリー攪拌工）
- ・バーチカルドレーン工（ペーパードレーン工）
- ・サンドコンパクションパイル工

(2) 対象工事規模

ICT活用工事（地盤改良工）の対象工事規模は、1－3（1）対象工種とし、数量は「2－1 発注方式」に記載のとおりとする。

2. ICT活用工事の実施方法

2－1 発注方式

ICT活用工事の発注は、原則として以下（1）～（3）によるものとするが、ICT施工技術の活用が困難な場合及びICT施工技術を活用しても建設現場の作業性の向上が見込まれない場合、ICT建設機械の普及状況など工事内容及び現場条件等を勘案し決定する。

(1) 発注者指定（完全）型

- 1) 予定価格（消費税を含む）4.0億円以上の工事に適用する。
- 2) ICTの活用範囲は、施工プロセスのうち①～⑤を必須とする。

(2) 発注者指定（一部）型

- 1) 以下の予定価格（消費税を含む）等の工事に適用する。
 - ・1.0億円以上4.0億円未満の工事
 - ・0.23億円以上1.0億円未満かつ、施工規模が安定処理工面積1000m³以上もしくは中層混合処理工（深層混合処理工）体積500m³以上を実施する工事
- 2) ICTの活用範囲は、施工プロセスのうち①②⑤を必須とする。

(3) 施工者希望型

- (1)(2)以外の地盤改良工の有する工事に適用する。

2－2 ICT活用工事の実施協議

ICT活用工事の実施にあたっては計画段階で以下のとおり協議を行うものとする。また、実施段階で得られた各種データおよび検討内容は発注者に十分説明し共有するものとし、施工計画検討会や協議等に積極活用するものとする。

(1) 発注者指定（完全）型

受注者は、ICTの活用内容等について発注者と別紙「ICT活用工事協議書」により協議する。

(2) 発注者指定（一部）型

受注者は、ＩＣＴの活用内容等について発注者と別紙「ＩＣＴ活用工事協議書」により協議するとともに、発注者が指定した当初の活用範囲を受注者の提案・協議により拡大することができる。

(3) 施工者希望型

受注者は、対象工事のうちＩＣＴを活用した工事を行う希望がある場合、発注者へ別紙「ＩＣＴ活用工事協議書」により協議を行い、協議が整った場合にＩＣＴ活用工事（地盤改良工）として実施することができる。

※「そのほか」

ＩＣＴ活用工事として発注していない工事において、受注者からの希望があった場合は、ＩＣＴ活用工事として事後設定できるものとする。

3. 工事成績評価における措置

ＩＣＴ活用施工を実施した場合、発注方式に関わらず、創意工夫項目で加点評価するものとする。

□ ＩＣＴ活用工事加点として起工測量から電子納品までの何れかの段階でＩＣＴを活用した工事（電子納品のみは除く）

※本項目は１点の加点とする。

□ ＩＣＴ活用工事加点として起工測量から電子納品までの全ての段階でＩＣＴを活用した工事

※本項目は２点の加点とする。

※ＩＣＴ活用による加点は最大２点の加点とする

ただし、ＩＣＴ活用施工を採用しない工事の成績評価については、本項目での加点対象とせず、併せて以下の方針で減点を行うものとする。

(1) 発注者指定型

ＩＣＴ活用工事が実施されなかった場合は、ＩＣＴ活用工事に必要な経費を減額した上で、契約違反として工事成績評価から措置の内容に応じて減点する。ただし、以下についてはＩＣＴ活用工事の未履行として減点対象としない。

1) 現場条件により、③ ＩＣＴ建設機械による施工が困難又は非効率となる場合の、従来型建設機械による施工

2) ＩＣＴ機器やＩＣＴ建設機械が手配できない場合等、その他受注者の責によらない場合

(2) 施工者希望型

工事契約後の受注者からの提案によりＩＣＴ活用施工を行うため、実施されなかった場合においても、工事成績評価における減点は行わない。

4. ICT活用工事の導入における留意点

受注者が円滑にICT施工技術を導入し、活用できる環境整備として、以下を実施するものとする。

4-1 施工管理、監督・検査の対応

ICT施工を実施するにあたって、国土交通省が定めている「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」及び各種「出来形管理の監督・検査要領（案）」に則り、監督・検査を実施するものとする。

監督職員及び検査職員は、活用効果に関する調査等のために別途費用を計上して二重管理を実施する場合を除いて、受注者に従来手法との二重管理を求めない。

4-2 3次元設計データの貸与

発注者は、3次元設計データ作成に必要な詳細設計において作成したCADデータを受注者に貸与するほか、ICT施工技術を活用する上で有効と考えられる詳細設計等において作成した成果品と関連工事の完成図書は、施工区間の前後を含め必要な範囲を積極的に受注者に貸与するものとする。

4-3 工事費の積算

積算は以下によるものとする。なお、当該年度のICT活用工事積算要領がある場合は当該年度の8月1日（ただし、令和8年度は9月1日）から適用するものとし、ない場合は最新版を適用するものとする。また、「土木工事標準積算基準書」等、建設工事積算基準（大阪府都市整備部）に読替がある場合は、適宜それに従って読替を行うものとする。

※ICT活用工事積算要領は大阪府ホームページを参照すること。

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o130030/jigyokanri/giken/ict.html>

（1）発注者指定型における積算方法

発注者は、発注に際して以下1）～5）に基づき積算を実施するものとする。

受注者からICT活用に関する具体的な工事内容及び対象範囲の協議がなされ、それぞれの協議が整った場合、また、地盤改良工以外の工種に関するICT活用について発注者へ提案・協議を行い協議が整った場合、ICT活用施工の実施に係る項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下1）に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、ICT活用について協議を行う際には、「1-2①～④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

- 1）ICT活用工事（地盤改良工）（安定処理）積算要領
- 2）ICT活用工事（地盤改良工）（中層混合処理）積算要領
- 3）ICT活用工事（地盤改良工）（スラリー攪拌工）積算要領
- 4）ICT活用工事（地盤改良工）（ペーパードレーン工）積算要領
- 5）ICT活用工事（地盤改良工）（サンドコンパクションパイル工）積算要領

また、現行基準による２次元の設計ストック等によりＩＣＴ活用工事を発注する場合、発注者は、受注者に３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、協議の上で設計変更するものとする。

（２）施工者希望型における積算方法

発注者は、従来基準に基づく積算を行い、発注するものとするが、契約後の協議において受注者からの提案によりＩＣＴ施工を実施する場合、ＩＣＴ施工を実施する項目については、各段階を設計変更の対象とし、以下１）～５）に基づく積算に落札率を乗じた価格により契約変更を行うものとする。

なお、ＩＣＴ活用について協議を行う際には、「１－２①～④」にかかるそれぞれの数量及び対象範囲を明示するものとする。

- １）ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（安定処理）積算要領
- ２）ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（中層混合処理）積算要領
- ３）ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（スラリー攪拌工）積算要領
- ２）ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（ペーパードレーン工）積算要領
- ３）ＩＣＴ活用工事（地盤改良工）（サンドコンパクションパイル工）積算要領

また、現行基準による２次元の設計ストック等によりＩＣＴ活用工事を発注する場合、発注者は、受注者に３次元起工測量及び３次元設計データ作成を指示するとともに、３次元起工測量経費及び３次元設計データ作成経費について見積り提出を求め、協議の上で設計変更するものとする。

４－４ 現場見学会・講習会の実施

受注者は、発注者から指示があった場合は、ＩＣＴ活用工事の推進を目的に官民等を対象とした現場見学会・講習会を実施するものとする。

また、普及状況を勘案したうえで、より実践的な講習会等の開催についても検討するものとする。

４－５ 対象工事の報告

ＩＣＴ地盤改良工を発注者指定型として発注する際は、監督職員から技術管理課へ連絡することとする。また、受注者からＩＣＴ地盤改良工を希望する旨の申し出があった際は、監督職員から技術管理課へ連絡することとする。

技術管理課は、発注状況等の調査を適宜行い、調査結果をとりまとめることとする。

４－６ アンケートへの協力

受注者は、完了届提出から完了検査までの間に別紙の「ＩＣＴ活用工事実施にかかるアンケート調査」を提出するものとする。

5. その他

この要領に定めない事項については、別途定めることができる。